



来賓挨拶

知的財産高等裁判所長

高部 真規子

ご紹介いただきました、知的財産高等裁判所の高部真規子でございます。5月に第7代所長に就任いたしました。

本日は、伝統ある特許庁技術懇話会の懇親会にお招きいただき、ありがとうございます。知財高裁及び東京地裁知財部の裁判官をご招待いただきましたこと、合わせてお礼申し上げます。

特許庁技術懇話会は、会員相互の親睦と研鑽を行い、知的財産行政に寄与し、科学技術の振興を図る

ことを目的として活動されているとのこと、大変意義深いものと考えます。

裁判所と特許庁の関係を考えてみますと、まず、第1に、知財高裁及び東京地裁・大阪地裁の知財部に、特許庁から、優秀な調査官を出向させていただいていることにつきまして、心からお礼を申し上げます。

裁判所で扱う技術はますます高度化しておりますが、調査官のおかげで、技術的専門的見地からも、自信をもって審理・判決をすることができています。逆に、裁判所からも、特許庁の審議会や研究会、弁理士試験等に、裁判官を派遣しています。

私は、平成6年に初めて知的財産権訴訟を担当しましたが、その折に、発明の内容その他特許訴訟のイロハについていろいろ教えていただいた調査官OBの方と、毎年この特技懇でお会いするのをとても楽しみにしています。このような裁判所と特許庁の人的なつながりを、とても大切に思っておりますし、これからも大切にしていきたいと思っています。

次に、裁判所と特許庁は、昨年から、法務省、日弁連、弁護士知財ネットとともに、国際知財司法シンポジウムを共催することになりました。今年も、10月31日から2日間にわたり、欧米の裁判官や審判官を招いてシンポジウムを行う予定となっております。



経済活動がグローバル化し、国境を越えた知財紛争も増えてきました。このような国際シンポジウムの機会を通じて、日本の知財司法制度について情報発信し、日本の知的財産権訴訟のステータスを高めていきたいと思えます。

最後に、知的財産高等裁判所は、特許庁で出された審決や決定についての取消訴訟を担当するという関係にあります。

従前は、新受事件が年間600件ほどの年もありましたが、昨年は、その半以下になっています。特に、拒絶査定不服審判請求が成り立たないとする審決の取消訴訟、いわゆる査定系の事件の減少が顕著で、3分の1以下に落ち込んでいます。これは、何を意味するか、ということですが、特許の出願件



数が減っている上に、特許庁が特許を査定される割合が増加しているということのようです。出願人とその代理人である弁理士の方にとっては、とてもハッピーなことのようにも見えるわけですが、特許権侵害訴訟という観点からは、めでたく権利になっていざ権利行使をすると、特許無効の抗弁が提出される事案が増えるのではないかと、いう指摘もございます。裁判所で戦って、打たれ強い、より強い権利が誕生することを願っております。

今後とも、特許庁の皆さま及びOBの皆さまにおかれましては、知的財産高等裁判所及び東京地裁・大阪地裁知財部との協力関係を維持していただきますよう、お願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

